

「どさんこ食べきり協力店制度」実施要領

1 目的

この要領は、食品ロスの削減に取り組む事業者を「どさんこ食べきり協力店」（以下「協力店」という。）として登録することにより、事業者の取組を促すとともに、取組内容を幅広く周知することで、道民の意識の向上を図り、もって食品ロス削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」を推進することを目的とする。

2 対象事業者

北海道内で営業する飲食店、宿泊施設及び食品小売店（以下「対象事業者」という。）とする。

3 登録要件

次の項目のうち、1つ以上の取組を実践する対象事業者を協力店として登録する。

(1) 飲食店・宿泊施設

- ア 小盛りやハーフサイズメニューの設定
- イ 食べ残しをしなかった場合の割引や特典の付与
- ウ 容器の提供など持ち帰り希望への対応
- エ ポスター等の掲示による食品ロス削減の啓発の実施
- オ 上記以外の食品ロス削減につながる取組

(2) 食品小売店

- ア ばら売り、量り売り、少量パックによる販売
- イ 賞味期限・消費期限の迫った商品の値引き販売
- ウ 食材使い切りレシピや残り物アレンジレシピの紹介
- エ ポスター等の掲示による食品ロス削減の啓発の実施
- オ 上記以外の食品ロス削減につながる取組

4 協力店の役割

- (1) 協力店は、3で選択した取組を積極的に実践し、食品ロスの削減に努める。
- (2) 協力店は、道から交付された啓発資材を施設内に掲示し、取組の周知に努める。
- (3) 協力店は、この取組に関し、道が実施する調査に協力するよう努める。

5 登録方法

- (1) 協力店として登録を希望する対象事業者（以下「申請者」という。）は、「登録申請書（様式1）」を道に提出する。
- (2) 道は、申請者から提出された申請書の内容を確認し、登録の要件を満たしていると認めるときは協力店として登録し、申請者に啓発資材を交付する。

6 登録店舗の情報発信

道は、登録した協力店の店舗情報及び取組内容等を道のホームページへの掲載その他の方法により、広く道民に情報発信を行う。

7 登録の変更

協力店は、申請書（様式1）に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに「登録内容変更届（様式2）」を道へ提出する。

8 登録の中止

協力店は、登録の要件を満たさなくなったとき又は事業若しくは店舗を廃止するときは、速やかに「登録中止届（様式3）」を道に提出するとともに、啓発資材の掲示を取りやめる。

9 登録の抹消

- (1) 道は、協力店が登録の要件を満たしていない又は信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断したときは、登録を抹消することができる。
- (2) 登録を抹消された協力店は、速やかに啓発資材の掲示を取りやめる。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、道が別に定める。

附則

この要領は令和2年2月7日から施行する。